

平成31年度の税制改正(資産税を中心として)と生産緑地法の改正

会場受講

インターネット配信

1. 空き家の3,000万円控除の注意点
2. 個人版事業承継税制の創設
3. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地の特例
4. 配偶者居住権の評価と特別寄与分の計算
5. 2022年問題と

生産緑地法の改正による税務の取扱い

受講スタイル別の受講料払込方法は以下のとおりです。

【会場受講】

①郵便局払込取扱票 ②所定口座への振込 ③クレジット決済
【インターネット(ライブ・オンデマンド)受講】

①所定口座への振込 ②クレジット決済

※『郵便局払込取扱票』以外の支払方法やインターネット配信をご利用の場合は、(株)日税ビジネスサービスの研修受講サイトよりお申込、ご登録が必要となります。

<https://www.nichizei.com/nbs/>

1. 空き家の3,000万円控除が老人ホームでの入居者も対象になることで注目されていますが、この特例の適用を受けるための手続きが複雑で適用誤りもありますので制度の再確認をします。
2. 個人版事業承継税制の創設では、中小企業経営円滑化法の認定を受ける仕組みなどのスキームの概要をお話しします。
3. 特定事業用宅地等特例の見直しでは、節税規制など今後の税務の方向性も示されていますので、概要も含め再確認をします。
4. 配偶者居住権の相続税評価額と特別寄与分の計算について計算例を用いて解説します。
5. 生産緑地法の改正で地価の大暴落などの2022年問題が発生するのか? 生産緑地の税務改正と取扱いをみていきます。

講師紹介

税理士 深代 勝美 氏

税理士・公認会計士 税理士法人深代会計事務所 理事長

昭和49年公認会計士第2次試験合格。昭和49~53年デロイト・ハスキンス&セルズ会計事務所(現:Deloitte Touche Tohmatsu)勤務。昭和60年、深代会計事務所開所。顧問先:法人750社、個人2300名。公職:独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継税制検討委員。日本公認会計士協会資産課税部会元部会長。日本公認会計士協会東京会顧問。

= 開催要領 =

1. 日 時 令和元年(2019年)6月18日(火) 13時30分~16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・会場受講1名 5,000円(組合員・準会員以外は6,000円)
4. お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、郵便局の払込票兼受領証を必ずお手元に保管くださいますようお願いいたします。

※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、**必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。**

※会場受講のキャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、振込手数料差引のうえ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。

5. 問い合わせ先 (株)日税ビジネスサービス(電話:03-3340-4488 FAX:03-3340-2514 <https://www.nichizei.com>)
(研修全般)東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 <http://www.tochizeikyo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。